

かんおんじ

# 農業委員会だより

令和6年1月1日  
発行

第20号



## 高屋神社～天空の鳥居～ (高屋町)

高屋神社本宮は、稲積山(標高404メートル)の頂上にあります。

天気が良ければ、本宮の鳥居から、大野原・豊浜方面まで見通すことができ、観音寺の町並みや燧灘を一望することができます。また夕日や街明かりがつく頃は、昼間と違った幻想的な佇まいを感じることができます。

高屋神社本宮までは、徒歩で行く場合、下宮から山道で50分程度、車両利用の場合は七宝山方面の林道から20分程度かかります。林道については車両の対向通行が難しい箇所がありますので、運転には十分ご注意ください。（※土日祝はシャトルバス運行のため通行禁止となります。詳しくは市HPを参照してください。）

田園都市が広がる三豊平野と  
青く美しい燧灘を一望！

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より農業委員会の事業推進にあたり、格別のご理解、ご協力を賜わりまして、厚くお礼を申し上げます。

近年、世界情勢による食料安全保障上のリスクは高まり、関係各所が大きな打撃を受けています。肥料や燃料等は高騰し、野菜等は売れないといった状況が続くなか、国においては、農業を守るため、国内で生産できるものはできるだけ国内で生産し、輸入食料や輸入資材への依存の低減を図つていくような施策に取り組んでいます。また、県においても農業者や農地の減少が見込まれる中、生産の効率化や農業DX（デジタルトランスフォーメーション）などを通じて、農地の集約化支援や人材

の確保、育成を図る措置を講ずるための各種施策について推し進めているところであります。それらの施策により、地域の農業が守られていくことを願うばかりです。

さて、農政の大きな動きとして令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正法が施行されました。これにより「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変え、市は地域の皆さんと話しあってこの「地域計画」を策定することとなりました。【※ページ下部参照】

農業委員会としましても、「地域計画」の策定に協力するとともに、引き続き地域に根ざした農業委員会活動に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 地域の農地や農業を守るために、まずは話しあいから!



### なぜ、今、話しあいなのでしょう？

- ①農家の経営の継続や新規就農者の確保
- ②地域ぐるみの人づくり・農地の有効活用・保全管理などの取組み
- ③地域を支援する国・県・市の農業施策への取組み

「意見の一一致」が  
必要!



### 「意見の一一致」を形にするには？

地域ぐるみの話しあいにより、10年後の農地の利用の姿を描く「目標地図」に加え、地域農業の将来の在り方を、「地域計画」として、まとめることになります。

「目標地図」とは、将来の地域の農地利用について、一筆ごとに誰が耕作するのかを明らかにするものです。将来の農地利用を地域ぐるみで考え、誰が耕作するのかを「目標地図」にまとめて見える化します。



「地域計画」とは、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めたものです。個人では困難な課題も地域ぐるみで解決できるよう、「意見の一一致」によって明文化し、地域ぐるみで取り組むものです。

## 皆様の積極的な参加をお願いします。

## 農業委員及び農地利用最適化推進委員 担当区域一覧

地区	区域	農地利用最適化 推進委員	農業委員
觀 音 寺	觀音寺町	川崎 雅義	合田 政光
	高屋町	明上、明下、岡東、岡西	安藤 貢
		西上、西下	小林 啓三
	室本町		
	植田町、出作町		林 貴弘
	流岡町、村黒町		岡田 浩三
	本大町、中田井町、古川町、吉岡町		高橋 啓二
	柞田町	油井、山田、黒渕、干拓	牧野 隆司
		上出、中出、下出、北岡	高橋 和実
		大畑、玉田、下野、山王、八丁	高橋 良幸
	木之郷町		請川 博行
	原町	三條（小字）	西山 孝
	新田町		豊田 敏計
	原町	三條（小字）以外	
	池之尻町		横山 武義
	粟井町	出晴、信末、本庄、常次	杉山 敏英
		奥谷、竹成、上野	安藤 雅信
大 野 原	八兵、辻、宮ノ下、大鞘、高松、上杉林、下杉林、下木屋	石川 隆三	石川 豊
	白坂、屋敷、四軒屋、瀬後、石砂、豆塚	大山 雅久	久保 省治
	十三塚上、岡之塔、残水	井下 震二	
	十三塚中、十三塚下、札場、林、下林	井下 建司	
	中姫	森 重利	高橋 昌寿
	五郷	宮崎 肇	藤岡 光夫
	萩原	大造、高尾、大福、大道、上中、下中	横山 清志
		早本、中村、道上、笠松、寺家	菱藪 健司
	福田原、青岡	眞鍋 善行	小出 由弘
	丸井	藤川 和夫	
	花畠	有明 優義	石川 太郎
豊 浜	和田浜、姫浜	合田 智志	田中 光雅
	和田	本村、岡、直場、道溝、林、大平木	藤原 保夫
		梶谷、院内、大坪、長谷、雲岡、野々池	大廣 敏弘
	箕浦	川下 肇	大西 哲治郎
中立委員（担当区域なし）			合田 朝子

# 荒廃農地の解消を目指して

農業委員会では、農地利用最適化推進委員が農業委員と連携して、農用地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、荒廃農地の解消・防止活動を行っています。農地の利用についてお困りの際は、農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。



毎年、春から秋にかけて「近隣の農地に草が伸びているため、土地の管理者に草刈りの依頼をしてほしい」と、毎日のように相談がありますが、市が民事的な事項に対応した場合、かえって近隣関係がこじれた案件が発生しております。農地の管理者が不明な場合は、農業委員会が確認し、管理者宛に「お願い文書」を送付いたしますが、あくまで任意であることをご理解ください。

## (参考) 民法 233 条 3 項

令和5年4月1日の民法改正により、越境された土地の所有者は、竹木等の所有者に伐採させるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、竹木等を切り取ることが認められるようになりました。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- ③ 急迫の事情があるとき。

※あくまで民事のことなので、農業委員会として対応はできません。

## 農林水産課からのお知らせ

農林水産課 TEL.23-3931

### 鳥獣害対策について

集落に加害鳥獣がやってくるのはエサがあるからです。

人にとって価値のないものも鳥獣にとってはエサとなるものが数多くあります。

それらを適切に管理することが鳥獣を農地に引き寄せない第一歩です。

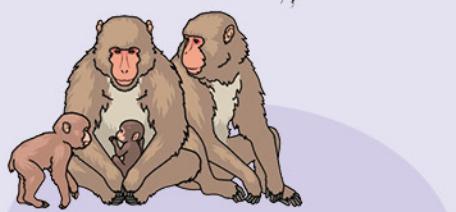
#### ○ 農地をエサ場にしない

- ・ 収穫しない野菜や果樹は農地に残さない
- ・ 家庭から出た生ゴミを農地や庭先に放置しない
- ・ 稲刈り後のヒコバエや雑草はすき込み、発生を抑える



#### ○ 放置された果樹を伐採もしくは管理する

- ・ 誰も収穫せず放置された果樹は出来る限り伐採する
- ・ 地域の合意により放置果樹の剪定や収穫を行う



#### ○ 人家やお墓の周辺にエサとなるものを放置しない

- ・ 軒下の干柿・干芋は、動物の手が届かないようにする
- ・ 果物や菓子などのお供えは、墓参りが終った時点で持ち帰る



#### ○ 農道の法面や畦の雑草を刈り取る

- ・ 共有地等の雑草は隠れ場所になるので除草する

## 香川県農地機構にご相談ください！

公益財団法人香川県農地機構では、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、「助成金の対象となる①貸借事業（事前登録が必要）」と「税金や融資の面で優遇措置のある②売買事業」を用意しています。

### ①農地貸借の仕組み

機構が、離農者や規模縮小農家、不在地主等から農地を借り受け、経営規模の拡大を図る担い手や新規就農者等がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けします。



●農地集積専門員が、農業委員会事務局に常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。

### ②売買事業の仕組み

機構が、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、規模拡大を志向する認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、面的利用集積に配慮して農地の売渡しを行います。



#### お問い合わせ先

内容	所属	TEL
①貸借事業に関すること	農地集積専門員 (農業委員会事務局内)	23-3948
①貸借事業の助成金に関すること	農林水産課	23-3931
②売買事業に関すること	農業委員会事務局	23-3948
農地中間管理事業全般に関すること	(公財)香川県農地機構	087-816-3955 ホームページ <a href="https://kagawa-nk.jp/">https://kagawa-nk.jp/</a>



柿久保久美子



大喜多幸治

農地の所有者と借受希望者の間に入って、貸借をまとめています。  
農地の所有者と借受希望者の間に入って、貸借をまとめています。  
農地の所有者と借受希望者の間に入って、貸借をまとめています。  
農地の所有者と借受希望者の間に入って、貸借をまとめています。



#### 農地集積専門員紹介

# 知って得する農業者年金

農業者の方は、  
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に  
加入して安心で豊かな老後を!

## 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

### ●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)、(ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)

### ●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退とも任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。(ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます)

### ●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合には死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることが出来ます。また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れ、死亡一時金は非課税です。(加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。)

## 支払った保険料は、 全額社会保険料控除の対象!



支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

### ■保険料支払い税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

\*保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

## 全国農業新聞を購読しましよう

お申し込みは農業委員会へ

- ・様々な問題にじっくり・鋭く！
- ・旬の情報で経営を支援
- ・暮らしに役立つ情報を提供
- ・地域の元気の秘訣を取り上げます
- ・農業の面白さや楽しさを子供たちに！
- ・皆さんの地域の身近な情報も掲載



週刊 金曜日発行  
(原則4回)

月 700円

年 8,400円

## 農地の売買や転用には許可が必要です!! ~許可申請はお早めに~

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または県知事の許可が必要となります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

### 耕作目的の売買等（農地法第3条）

- ◆農地を耕作目的で売買等により取得する場合は、市農業委員会の許可が必要です。  
(対象地の肥培管理が行われていないなど、現況が農地でない場合は対象となりません。)

### 農地転用（農地法第4・5条）

農地を農地以外のものに用途を変更（一時的なものを含む）する場合、県知事の許可が必要。

【用途変更の例】住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、道路など

【一時転用の例】現場事務所、資材置場、残土置場、農地造成など

転用許可が必要となる土地	登記地目が農地(田、畠)であれば、耕作の有無に関わらず必要。 登記地目が農地以外であっても、肥培管理が行われているなど農地としてみなされる土地(課税上、農地として取り扱われている)であれば必要。
申請前相談	用途変更の内容によっては、別の手続きが必要となる場合がありますので、計画が具體化した時点で早めに市農業委員会事務局までご相談ください。また、農業振興地域内の農用地は、農用地区域から除外できないと転用できません。農地が農業振興地域内の農用地か否かの確認は、農林水産課（TEL23-3931）までお問い合わせください。
無断転用の解消のお願い	過去において、農地法の規定を知らずに未申請の状態（登記地目が田、畠）で用途変更されている場合は、事後申請となります。転用手続きを行ってください。

### ○申請から許可までの流れ

	農地転用（4・5条）	耕作目的の売買等（3条）
申請締切	毎月5日締切で受付（※休日の場合は前開庁日） <b>※令和6年12月については2日（月）となります。</b>	
審議	毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議し、県知事に進達	毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議し、許可
	広面積等は県農業会議へ諮問	
許可書交付	県知事より市農業委員会事務局経由で申請者へ	市農業委員会事務局より申請者へ
処理期間	概ね2か月 ※申請地が農業振興地域内の農用地である場合は、農用地区域除外申請日から起算し、転用許可までは4か月程度かかります。	概ね1か月

！手続き前にホームページを要チェック！

農地の貸借、農地の売買や転用等について、手続き方法や様式、記載例等をホームページに掲載しています。



# 農地の賃借料情報

令和4年11月から令和5年10月までに、農業経営基盤強化促進法等により実際に締結された賃貸借契約のデータを基に、賃借料水準(10a当たり)を集計しています。

なお、賃借料を設定する場合は、当事者間において十分協議のうえ、決定してください。

## (田の部)

公告された地区名	賃借料 (単位:円／10a)			データ数(筆数)	使用貸借(筆)
	平均額	最高額	最低額		
觀音寺	9,700	16,700	3,800	5	20
	7,300	10,500	5,100	11	37
	4,900	10,000	2,000	22	79
	4,400	5,000	1,700	92	126
	5,600	10,400	3,000	87	77
	5,000	5,000	5,000	27	47
	3,800	8,400	3,000	28	70
粟井	7,100	13,000	3,000	11	131
大野原	2,700	3,800	2,100	6	21
	7,200	10,000	3,000	69	18
	8,600	13,500	4,000	19	20
	6,900	12,000	3,300	49	10
	5,900	10,000	2,000	62	62
	7,600	12,700	5,000	29	36
	10,900	16,000	10,000	46	11
紀伊	4,800	10,000	1,500	42	28
豊浜	姫浜	5,000	5,000	5	13
	和田浜	5,800	9,000	3,000	18
	和田	8,200	13,600	4,000	66
	箕浦	10,000	10,000	10,000	3
合計		6,300		697	916
				全設定のうち (43%)	(57%)

## (畠の部)

公告された地区名	賃借料 (単位:円／10a)			データ数(筆数)	使用貸借(筆)
	平均額	最高額	最低額		
観音寺市内全地区	5,200	10,000	3,000	15	60

- データ数は、集計に用いた筆数です。(賃借料の発生している利用権設定)
- 使用貸借とは、無償の利用権設定です。
- 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件は参考データから除いています。
- 賃借料を物納支給(米)としている場合は、1俵(60kg)当たり11,100円に換算しています。
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。



【お問い合わせ先】 観音寺市農業委員会事務局 TEL. 23-3948

観音寺市 LINE 公式アカウントはじめます!

友だち募集中!



あなたの欲しい情報がメッセージで届く！

QRコードで登録 「友だち追加」の「QRコード」から

検索で登録 アプリ内の「公式アカウント」から

観音寺市 で検索



上記のQRコードをLINEをご利用されている端末のカメラで読み取つて下さい。

LINE公式アカウントがはじめました。  
令和4年12月7日から、観音寺市LINE公式アカウントがはじめました。  
「NE」から市公式アカウントを「友だち追加」すると、防災・子育て・観光・イベントなどから自分の欲しい情報をメッセージで受け取れます。特に、農林・漁業に特化した情報も発信しますので、この機会に是非ご利用してみてはいかがでしょうか。

アカウントはじめました！